

令和3年度 第4回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年7月6日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

5番 宇留嶋 雄 蔵 13番 豊 田 敏 夫

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 21号	農地法第3条の申請について
議案第 22号	農地法第4条の申請について
議案第 23号	農地法第5条の申請について
議案第 24号	非農地証明願いについて
議案第 25号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 26号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長	それでは、令和3年度第4回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時29分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第21号から議案第26号までの6議案25件が提出されております。慎重審議をお願いいたします。
議長	まず、はじめに「議案第21号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	農業委員会事務局の です。よろしくお願いいたします。 議案書の1ページをごらんください。 「議案第21号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² ほか 筆、合計 筆の m ² です。譲受人の経営面積は田 a、畑 a、計 aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番について、 農業委員より説明をお願いします。
 委員	現地確認を行いました。場所としては の の真下の土地と、その から300mぐらい行った右側の下側の一角にある土地です。そこを さんに管理をしてもらうという売買で話がまとまりました。 よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は市外に住んでおり、農地管理ができない状況です。今回、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■m²、合計■■■筆の■■■m²です。譲受人の経営面積は、■■■のみ■■■a、計■■■aです。理由といたしましては、管理が困難、耕作の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明をお願いします。
■■■委員	<p>6月18日に事務局職員を含め、4名で現地を確認しました。申請地は、■■■■線を■■■方面に進み、■■■の■■■■の真横になります。</p> <p>譲受人の■■■さんが■■■しながら■■■や■■■を栽培しています。将来的にはこの土地に農機具の倉庫を建てると伺っています。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■m²、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■m²です。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番については、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>6月21日に■■■農業委員と■■■農地委員と現地確認を行いました。申請地は■■■■の100mほど南側にあります。</p> <p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地隣に住んでいる譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■さんの所有農地は、これ以外にはありません。経営面積は50aを超えていませんが、農用地利用集積計画番号1番でも申請されており、特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目台帳、現況ともに■■、地積■■m²、合計■■筆の■■m²です。譲受人の経営面積は、田■■a、畑■■a、計■■aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>4番について、■■■■農業委員より説明願います。</p>
■■委員	<p>6月21日に事務局職員2名と■■農業委員とで現地を確認いたしました。申請地は、■■■■から3kmほど下った■■■■から■■■■を500m上った農地です。ここは、■■■■さんの■■■■がありまして、全部整備をするためにここも購入していたようです。管理はしているが、耕作はしていないようなので、今回売買となりました。</p> <p>よろしくお願います。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>譲渡人は平成■■年に売買により農地を取得し、農地の活用を予定していましたが、資金の都合がつかず断念をしました。今回、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>イ、空き家に付随した農地の所有権の移転について。</p> <p>番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■m²です。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、管理が困難、空き家取得と農業開始であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番については、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>■■■■農業委員と■■■■農地委員とで現地確認を行いました。場所は■■■■から■■■■線を北へ1kmほど進んだところです。</p> <p>まず、A4の許可基準一覧をごらんください。その中に、農地法第3条第2項第5号の要件があり、その面積は50aを満たさなければなりません。しかし、農業委員会が市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになっていました。杵築市においては、空き家の所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1aから取得ができるように緩和されました。これが15回目の案件です。</p> <p>譲渡人は相続で宅地と農地を取得しましたが、市外に住んでおり管理ができない状況です。今回、譲受人が空き家とその付近にある申請地を新規取得したいとのことで話がまとまり、申請と</p>

	<p>なりました。</p> <p>区域の指定は、令和3年度第3回総会第16号議案番号1番において指定済みです。今後は、野菜等を栽培すると伺っています。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外にはありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、ウ、使用貸借権の設定の6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書3ページをごらんください。</p> <p>ウ、使用貸借権の設定。</p> <p>番号6番、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²です。譲受人の経営面積は、■■のみ■■■■aで、計■■■■aです。理由といたしましては、経営移譲年金の更新手続きのため、設定期間は■■年です。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	<p>■■■■です。よろしくお願いいたします。6月21日に■■■■農地委員と事務局職員とで現地確認を行いました。申請地は■■■■線を■■■■方面へ進み、■■■■先の信号を500m進んだ山のところです。貸人と借人は親子です。経営移譲年金の受給要件の対象地である申請地の使用貸借権の契約期間満了のため再度使用貸借権設定するそうです。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>貸人は、農業者年金受給者です。経営継承による付加年金を受給しています。付加年金の対象農地は3条の使用貸借権の設定をしており、契約期間満了に伴い、再度使用貸借権を設定するため、今回の申請となりました。</p> <p>利用権の設定でも使用貸借権の設定は可能ですが、契約設定期間満了の際に再度設定を要することから、失念した際に受給資格が途切れる可能性があります。そのため自動更新可能な3条の使用貸借権の設定申請を行います。</p> <p>本来であれば自動更新可能ですが、両者間で交わした契約書に自動更新の旨が記載されていなかったため、更新を行うため申請となりました。なお、今回は自動更新の旨を契約書に記載したため、今後は更新のたびに3条申請を行う必要はありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号6番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、エ、地役権の設定の7番について事務局の説明を求めます。
事務局	エ、地役権の設定。 番号7番、申請人、譲渡人、[]区、[]、譲受人、[]、[] []、設立[]年。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m ² 、ほか[]筆、合計[]筆の[]m ² です。理由といたしましては、申請地地下に排水管理設のためです。 以上です。
議長	次に、7番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	場所は、[]の近隣で、周辺の堤防と道路の境に排水管を敷くため申請となりました。よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	申請地周辺は、平成[]年の[]が行われていた場所です。工事に伴い、この区域一帯の排水管を移設し、地下に埋設しています。申請地以外の箇所は道路下に埋設し、[]が所有しています。 今回は申請地所有者の[]から申請地の地下に排水管が埋設されているようだと連絡があり、譲受人が調査したそうです。その結果、河川工事終了後に換地処分登記を行った際に何らかの形で排水管が埋設された土地が個人所有になり、その際の取り決めは申請地の前所有者である夫と話し合ったと思われそうですが、詳細な資料は残っていないそうです。しかし、排水管が農地の下にあるため、地役権を設定し、今後は適切な運営を努めていくということです。 すでに排水管が設置されていますが、農地の機能を阻害していないこと、ほかの権利設定がされていないことから問題ないものと考えています。 以上です。
議長	只今、「議案第21号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第21号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第22号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の[]です。よろしく願います。 議案書4ページをお開きください。 「議案第22号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m ² 、計[]筆[]m ² 。申請内容、駐車場用地、多目的施設として。申

	<p>請理由、申請地を■■■■の来客者用駐車場及び多目的施設として利用したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>おはようございます。6月21日の午前中に、現地を事務局職員2名と■■■■農地委員とで確認を行いました。現地は、■■■■線を■■■■方面に向かいまして、■■■■を右に500mほど入った■■■■の駐車場の手前です。</p> <p>後ろに■■■■がありまして、申請地は以前■■■■でした。東側に川が流れておりまして、西側が■■■■です。よろしく願います。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請者の■■■■さんの職業は■■■■です。申請者の■■■■が■■■■年前から申請地北側の隣接地で、■■■■という■■■■を経営しています。今回は、申請地を来客者用駐車場及び倉庫・庭園・■■■■飼育施設等の多目的施設として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため代替地の検討も行いましたが、■■■■が経営する■■■■に隣接しており利便性が高いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■及び■■■■、南側は■■■■及び■■■■、西側は■■■■及び■■■■、東側は■■■■及び■■■■にそれぞれ接しており、周辺の農地については自己所有地のため、転用に際して営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■■筆計■■■■m²に、のべ■■■■台の駐車場、倉庫■■■■棟、庭園■■■■区画、■■■■飼育施設■■■■棟、休憩・共有スペースを設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、雨水等の処理は自然浸透とし、基本的には現状のまま土地を利用するため、被害等は発生しないと考えられます。転用に際し被害等が発生した場合は、責任をもって処理する旨の書面をいただいております。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第22号」「農地法第4条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第22号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第22号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第23号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>「議案書第23号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■、■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、ほか■■筆、計■■筆■■■m²。申請内容、駐車場用地として。申請理由、自宅に隣接する申請地を■■■車及び自家用車用の駐車場として利用したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>6月18日に■■■農地委員と事務局職員を含む4人で現地確認をいたしました。現地は、■■■区の中央辺りに位置し、申請者宅の横の土地です。そこは、■■■さんが使用していきまして、草を刈って管理をしている状況であります。</p> <p>■■■さんは■■■配送をされています。■■■が入っている車両が大きいために、現状入りきらないということで、■■■さんをお願いをしたら話がまとまったということです。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>申請者の■■■さんの職業は■■■で、■■■を行っています。転用の目的は、実家に隣接する申請地を■■■配送車及び自家用車用の駐車場として利用することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅及び■■■を保管する倉庫から近いこと、大型の■■■車の進入が容易であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■を挟んで■■■、南側は■■■、西側は■■■を挟んで■■■及び■■■、東側は■■■■にそれぞれ接しており、近隣の農地については南側の■■■は一段高く、西側の■■■については■■■の為、転用に際し営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■筆■■■m²に■■■車■■■台及び自家用車■■■台の駐車場を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、北側の市道側溝へ接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p>

	以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、計■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、■■の実家近隣の申請地に住宅を建築したい。こちらは第2種用地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	6月17日に■■■農地委員と現地確認を行いました。場所は■■■区の真ん中に位置し、■■■■の横の土地です。農振除外の申請後、許可が出ています。よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■■■さんの職業は■■■■で、現在は杵築市内のアパートに家族■■人で暮らしています。転用の目的は、子どもの成長に伴いアパートが手狭になったため、■■の実家近隣の申請地に住宅を建築し居住することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、妻の実家に近く交通の便もよいこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■を挟んで■■、南側は■■■■、西側は■■■■を挟んで■■及び■■、東側は■■■■を挟んで■■及び■■■■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■■■m²に、1階床面積■■■■m²、約■■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに、西側水路へ接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。転用者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、計■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、■■の実家に隣接する申請地に住宅を建築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>

議長	3番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>6月18日に事務局職員2名を含め4名で現地を確認しました。申請地は、■■■■の■■■■、■■■■さん宅の真横になります。現在は■■■■として利用されており、数種類の野菜が植えられています。転用者の■■■■さんは■■■■さんの■■■■になりまして、申請地に住宅を建て、こちらへ移住をしたい意向です。</p> <p>よろしく願います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、現在は■■■■市内のアパートに家族■■■■人で暮らしています。転用の目的は、■■■■の実家に隣接する申請地に住宅を建築することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、■■■■の実家に近く交通の便もよいこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■及び■■■■、東側は■■■■及び■■■■にそれぞれ接しており、近隣の農地については南側及び東側の■■■■は一段高く、西側の■■■■については■■■■のため、転用に際し営農上の問題はありません。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■■■筆■■■m²に、1階床面積■■■m²、約■■■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水については西側U字側溝及び北側市道側溝に接続予定。宅内排水については、北側市道側溝へ接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用の大部分を融資、不足分を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書及び残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>番号4番、申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■歳、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■歳、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■、法人、設立■■■年。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■m²、ほか■■■筆、計■■■筆■■■m²。申請内容、資材置場として。申請理由、本社近隣の申請地を資材置場として利用したい。こちらは第2種農地で、一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	6月18日に■■■■農地委員と事務局職員とで現地を確認しました。場所は、■■■■

	<p>から直線距離で約2km、を降りて、付近にある土地です。転用者はのさんです。は設立年で、土木工事、基礎工事、産業廃棄物、リサイクル等の総合建設業です。今回、このの本社のすぐ近くにある申請地を資材置場として利用したいということです。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者のさん、さん、さんの3名はで、相続により農地を取得しましたが、高齢になったこともあり耕作も管理もできず困っていました。一方、転用者のは、主に土木工事・舗装工事・産業廃棄物リサイクル等の総合建設業を展開している企業で、本社の近隣で資材置場を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を資材置場として利用する計画です。なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和2年に土地所有者が不法投棄された産業廃棄物の撤去を依頼した際に重機を侵入させるため、申請地の一部に砂利を敷いており、現在もそのままの状態になっているためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、本社に近く交通の便もよいこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は及び、南側は及び、西側は及び、東側は及びにそれぞれ接しており、資材置場への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地筆m^2に、資材置場3か所及び重機・社員駐車場か所を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、自然浸透とし、余剰水については南側市道側溝及び北側に接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号5番、申請人、土地所有者、区、、歳。転用者、区、 、法人、設立年。申請の土地、大字字、地番 、地目、、地積m^2、計筆m^2。申請内容、駐車場用地として。申請理由、本社近隣の申請地を駐車場として利用したい。こちらは第1種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	現地の説明と許可基準を事務局より説明を願います。

事務局	<p>6月21日に、■■■■農業委員、■■■■農地委員、事務局職員2名で現地を確認しました。場所は、■■■■から西へ200mの道路沿いの土地で、■■■■の正面の土地になります。今回は、申請地を駐車場として利用したいとのことです。</p> <p>土地所有者の■■■■さんは、高齢になったこともあり農地の管理に困っていました。一方、転用者の■■■■は、主に土木工事・舗装工事等の総合建設業を展開している企業で、本社の近隣で駐車場を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を駐車場として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。</p> <p>申請地は、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外の集落接続に当たり転用許可ができる農地になります。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■、南側は■■■、西側は■■■、東側は■■■にそれぞれ接しており、駐車場用地への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■m²に、延べ■■■台の駐車場及び資材置場を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、南側の市道側溝へ接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書7ページをお開きください。</p> <p>番号6番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■m²、ほか■■■筆、計■■■筆■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、実家近隣の申請地に住宅を建築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>こちらも6月17日に現地確認を行いました。場所は、先ほどの3条の申請地から200mのところ。申請地は、前は■■■、裏が■■■なので、問題はないと思います。</p> <p>よろしく願います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、現在は杵築市内のアパートに家族■■■人で暮らしています。転用の目的は、子供の成長に伴い、アパートが手狭になったため、実家近隣の申請地に住宅を建築し居住することです。</p>

	<p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便もよいこと、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■■を挟んで■■■、南側は■■■、西側は■■■、東側は■■■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■■■m²に、1階床面積■■■m²、約■■■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに、北側市道側溝に接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号7番、申請人、土地所有者、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、■■■歳。転用者、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■■■、地積■■■m²、計■筆■■■m²。申請内容、■■■■■として。申請理由、申請地を■■■■■として利用したい。こちらは第3種農地で、追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番について、■■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>6月18日に■■■■■農地委員と事務局職員を含め4人で現地確認に行きました。現地は、■■■■■のバス停から500mぐらい■■■■■方面に入ると■■■■■があり、その裏に位置する土地になります。</p> <p>■■■■■さんは、現在■■■■■で■■■■■を飼育して出荷販売しています。話がまとまったようですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■■■■■さんは■■■■■を経営しており、主に■■■■■である■■■■■を行ってひます。転用の目的は、本社近隣の申請地を■■■■■として利用することです。なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成■■■年から申請地を転用許可を得ることなく■■■■■として利用してひいるためです。このことにつきましては、申請者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）に定められてひることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、原則、転用許可がでひける農地で、この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p>

	<p>次に、一般基準です。申請地の北側は水路を挟んで■■■及び■■■、南側は■■■、西側は■■■、東側は■■■にそれぞれ接しており、転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■筆の計■■■m²を■■■として利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、北側用水路に接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、特に費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号8番、申請人、土地所有者、■■■区、■■■、■■■、■■■歳。転用者、■■■区、■■■、■■■法人、設立■■■年。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■m²、ほか■■■筆、計■■■筆■■■m²。申請内容、植林として。申請理由、申請地に■■■を植林したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	8番について、■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>6月18日に4人で現地を確認しました。場所は直線距離で■■■から約1.5km、■■■付近に位置する土地です。■■■の階段がある左側に土地■■■筆が段になっています。■■■へ寄附して、ここで■■■を植えて植樹したいということです。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者の■■■さんは、高齢になったこともあり農地の管理に困っていました。一方、転用者の■■■は■■■で、■■■を植林する場所を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を■■■の植林地として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、■■■の隣接地であり、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■及び■■■、南側は■■■、西側は■■■、東側は■■■を挟んで■■■の隣接地であること、植林地への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■筆■■■m²に、■■■本を植林する予定です。</p> <p>排水計画につきましては、基本的に土地の形質変更は行わず自然浸透とし、余剰水については南東水路に接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、土地代は土地所有者の意向で寄附につき無償。植林費用については費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されています。</p>

	<p>追認案件です。 以上です。</p>
議長	<p>10番について、 農業委員より説明願います。</p>
 委員	<p>これも6月17日に事務局職員と現地確認を行いました。場所は、 線沿いの 区の です。 を作るときに土地を平面にならして宅地で売るつもりだったかと思います。今回、 が を開くということです。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>土地所有者の さんの職業は で申請地の近隣に居住していますが、高齢になったこともあり農地の管理に困っていました。一方、転用者の は の子会社で、主に電気通信事業を展開している企業で、現在、 にある を移設する場所を探していました。そこで双方が話し合い、 年間の土地賃貸借契約を結んで、申請地を 及び資材置場として利用する計画です。</p> <p>なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成17年に近隣の池に土を提供するための一時転用の際に、進入路として土地の一部にバラスを敷いており、現在もそのままでの状態になっているためです。このことにつきましては、申請者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、 沿いであり進入路が広く の大型資材の運搬が可能であること、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は 、南側は 及び 、西側は 及び 、東側は 及び にそれぞれ接しており、周辺の農地については自己所有地のため、転用に際して営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地 筆の計 m²に 棟、倉庫 棟、駐車場延べ 台、 置場 か所を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、基本的に土地の形質変更は行わず自然浸透とし、余剰水については南東側国道側溝及び東側 裏のU字側溝を経由して 用水路に接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>安全対策につきましては、北側・西側・東側の3方に高さ m、延長 mのフェンスを設置する予定です。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第23号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>

各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第23号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第23号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第24号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書9ページをごらんください。</p> <p>「議案第24号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■、■■■■外■■名。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m²です。申請地の状況は雑種地です。転用または耕作放棄された理由は、農地の管理が困難となった父親が、平成■■年頃に防草対策として碎石の敷き込みを行ってしまったそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>6月18日に現地確認に行きました。申請地は、■■■■入口の交差点を入り、■■■■の真向かいの土地になります。申請者の父親が平成■■年頃に無断で碎石を敷き込んでしまったそうです。今後は農地として再生できないということで、雑種地として申請したそうです。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>現地を6月18日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は平成■■年に申請地を相続しています。相続以前の平成■■年頃に農地管理が困難になった前所有者が防草対策として碎石の敷き込みを行ってしまったそうです。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態管理し、売却先が見つければ売却したいということです。以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²です。申請地の状況は山林です。転用または耕作放棄された理由は、県外に移住したため管理が難しくなり、昭和■■年頃に耕作を断念したことから、現在は雑木や雑草が生い茂ってしまったそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。

委員	6月17日に、農地委員と事務局職員とで現地確認を行いました。現地は、区と地区の境目のところにあります。現況は木が生い茂っており、農地としての復帰は難しいと思います。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>現地を6月17日に、農地委員、農業委員と確認しました。申請者は、昭和年に相続により申請地を取得しています。申請者は県外に移住していたため、耕作を断念し、現在は雑木や竹が生い茂った状況です。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態での管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請者、 、 。申請の土地になります、大字字、地番、地目、 、地積m^2、合計m^2です。申請地の状況は山林です。転用または耕作放棄された理由は、平成年の相続時点で既に雑木や竹が生い茂っており、耕作を断念したそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、農業委員より説明願います。
委員	6月21日に農地委員と事務局職員で現地確認に行きました。申請地は、線をから1.5km先を右折し、1kmほど行った海岸沿いにあります。現況は雑木が入り込んで、農地に戻すことは不可能かと思えます。ご審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>現地を6月21日に、農地委員、農業委員と確認しました。申請者は、平成年に相続により申請地を取得しています。申請者は相続時点で既に雑木や竹が生い茂っており、耕作を断念したそうです。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態での管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書の10ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請者、 、 。申請の土地になります、大字字、地番、地目、 、地積m^2、ほかm^2、合計m^2です。申請地の状況は宅地と原野です。転用または耕作放棄された理由は、字の筆は前所有者が倉庫や宅地を建設していた。購入当初は活用予定だったが、資金の都合がつかず活用を断念した。字の筆は日照不足や用水確保が困難なため耕作を断念したそうです。</p> <p>以上です。</p>

議長	4番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■委員	6月21日に事務局職員2名と■■農地委員とで現地を確認いたしました。申請地は、■■■■から3kmほど下った■■■■から■■■■を500m上った農地です。ここは、■■■■の■■■■がありまして、全部整備をするためにここも購入していたようです。管理はしているが、耕作はしていないようなので、今回売買となりました。 よろしく願います。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	現地を6月21日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成■■年に売買により申請地を取得しております。 字■■■■の■■筆は、前所有者が倉庫などを建設しており、■■■■農業委員がおっしゃられたように、ほかの■■■■と一緒に購入し、当初は活用予定だったそうですが、資金の都合がつかず断念したそうです。現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。農振除外申請を行い、令和3年5月13日に認められました。字■■■■の■■筆は、日照不足や用水確保が困難なため耕作を断念したそうです。現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。今後は農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、3条で申請がありました番号4番の■■■■さんに売却するそうです。 以上です。
議長	只今、「議案第24号」「非農地証明願いについて」、事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第24号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第24号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第25号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書11ページをごらんください。 「議案第25号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア、利用権の設定。 番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m ² 、合計■■筆の■■■■m ² です。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積はありません。 続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m ² 、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m ² です。設定期間は■■年の再設定で、借人の経営面積

	<p>はありません。</p> <p>公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸し付けは、合計■筆の■■■■m²です。貸し手農家数■戸、借り手農家数■戸、利用権設定の面積は全部で■■■■m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第25号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第25号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第26号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書12ページをごらんください。</p> <p>「議案第26号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市大字■■■■筆■■■■m²です。</p> <p>次の13ページが先ほど審議していただきました農用地利用集積計画（案）の番号2番の農地中間管理機構に貸し付けた土地を農地中間管理機構から13ページの方に貸し付ける一覧になります。詳細につきましては、既に審議された内容と同じでありますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第26号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第26号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第26号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、意見なしとして報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第4回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(11時03分： 終了)</p>